

「川上ダム活断層確認現地検討会」をめぐる「打ち合わせ記録」と「協議交換文書」 まとめ : 2008年9月20日

- 1 -

〔 委員会審議・第1次フィードバック 〕＝「川上ダム地質問題」

‘08/8/22

報告者 自然愛・環境問題研究所

代表 浅野隆彦

〔はじめに〕 6月3日第80回委員会における「川上ダム地質問題」審議の結果、「天ヶ瀬ダム地質問題」の件と同じように、「現地」で問題提起関係者および一般住民に対する事業者説明を行い検討し、委員会にフィードバックする事に決まりました。これを受けて、6月30日に「川上ダム建設所 及川所長」に対し、『まだ何も言って来ないが、早くして貰いたい』と要望しておりました。7月22日に「川上ダム建設所 調査設計課長」の来訪を受け、8月11日に《「川上ダム活断層確認現地検討会」の実施の為の打合せ会》を行う約束が出来ました。

以下に、その打合せ会の記録を示します。

尚、その打合せ会にては、文書で私の案を示し、それを説明しながら話し合いを行ったので、特に遺漏はないものとして「川上ダム建設所 青山副所長」に議事録の確認を求めた所、一部異議(若干の誤解および補足の必要あり)として8月21日に届いた文書を後ろに添付しています。

〔委員会意見取りまとめについて留意しなければならない事〕

6月3日に私が審議説明したことは、宮本委員長の要請『時間的余裕がないので、ポイントを絞って問題提起して頂きたい。』との求めに応じるために、「活断層の存在証明」のみに問題を限って説明していますが、「ダムサイト右岸」に存在する「マッド(黒雲母泥岩)ダイヤピル」の湛水後初生地すべりの危険性など、他にも問題が存在する事を認識した上で「最終意見書」に反映して頂きたいと要望します。

「川上ダム活断層確認現地検討会」(川上ダム建設所では、「川上ダム地質現地説明会」と称したい意向ですが・・・)は、9月中に行われるものと思いますが、現時点では日程調整中であり、報告時期については9月25日を目途にしていますので、委員会「最終意見書」との調整についてもご留意頂きたいと思っています。

〔委員会の責任について〕「現地検討会」が適切に行われるものか、委員会は立ち会う責任があります。私が感じている限りでは「水資源機構」は必死に「隠蔽」しようと考えています。一部異議の中に、打ち合わせ当事者以外からの指示による変更などが出来ているからです。これまで7年から以上の隠蔽があった問題であります。専門的知識がなくとも良く見極めて対応する事が大切です。

- 2 -

《「川上ダム活断層確認現地検討会」実施打合せ会》'08/8/11

* 打合せ会々場:(独)水資源機構 川上ダム建設所

* 開催日時:2008年8月11日 13時05分~15時15分

* 出席者:(社)大阪自然環境保全協会 新保満子

: (NPO)伊賀・水と緑の会 畑中尚、新保宏志

: 自然愛・環境問題研究所 浅野隆彦

: 流域住民個人 酒井隆

: (独)水資源機構 川上ダム建設所副所長=青山太洋

調査設計課長=岩本浩 第一用地課長=芦田哲郎

その他同所職員2名

* 議事について(この打合せ会で、「川上ダム活断層確認現地検討会」を実施する為の必要不可欠と思われる事項について、出席者間で協議し、取り決めるものとする。以下に自然愛・環境問題研究所 浅野(案)を示す。)

- 1) 〈位置づけ〉: 淀川水系流域委員会第80回委員会における審議を引き継ぐ「現地検討会」である。実施の後、委員会に「フィードバック」する事になっているという事は、「水掛け論」にて終了するのではなく、「明確な学術的結論が得られる結果」を報告出来るようにしなくてはならない、と言う事である。
- 2) 〈水資源機構の役割〉: 事業者としての説明責任および本件の解明を果たす為、積極的に文書類の公開、人力・動力および会場の提供、地域への広報などを行わなければならない。
- 3) 〈報告書について〉: 両者の完全一致が可能であれば、統一意見報告書とする。そうでなければ、夫々が報告する形とする。
- 4) 〈報告時期について〉: 2008年9月25日を目途とする。
- 5) 〈立会いコンサルタントの招聘〉: 平成13年度 右岸鞍部地質調査業務担当コンサルタント(主任技術者)、平成12年度 合流部原石山試錐調査業務担当コンサルタント(主任技術者)の2者のみとする。特に、(株)八千代エンジニアリングの関係者は厳として拒否する。

- 3 -

- 6) 〈視察コースおよびポイント〉:〈1〉右岸鞍部(北東側土石流堆積層→南側斜面F1断層露出部→おなじく、F2断層(複合)露出部:露頭断層および崖錘堆積層の裂隙部などを確認する。)
 - 〈2〉西之沢橋東の露頭
 - 〈3〉合流部原石山付近(北先端部の段丘堆積層→西側段丘堆積層→原石山頂上付近+ ボウリングGG-4付近)
 - 〈4〉奥深瀬井堰付近・奥深瀬原石山付近
 - 〈5〉前深瀬川左岸旧大円寺付近
 - 〈6〉旧川上・上集落の西手奥(農業用水路付近など)
 - 〈7〉川上ダム建設所にて、整理と纏めを行う。(建設所への移動にマイクロバスを利用提供する。)
- 7) 〈利用地質調査業務報告書類〉:上記6)のポイントで行った地質調査業務報告書、地質図、ボーリング柱状図などを2部コピーした上、無償提供する。
- 8) 〈安全サポート体制〉:特に右岸鞍部南斜面や合流部原石山頂上付近等の滑落防止などの支援を人的・物的に対応する。
- 9) 〈「川上ダム活断層確認現地検討会」の実施日程〉:9月20日(土)、21日(日)、23日(秋分の日)の午後に設定し、雨天順延で実施する。
- 10) その他

〈 同意決定内容 〉

- 5) 〈立会いコンサルタントの招聘〉:当時の業務担当コンサルタントの技術者達も変化があり、招聘が難しい。現在「川上ダム地質調査」業務担当のコンサルタントがあるので、頼めば無償で協力して貰える。(株)AEU一社とし、(株)八千代エンジニアリングは入れない、呼ばない。
- 6) 〈視察コースおよびポイント〉:〈1〉右岸鞍部(南側斜面F1断層露出部)⇨上の県道に戻り、マイクロバスで移動⇨〈2〉西之沢橋東の露頭⇨マイクロバスで移動⇨〈3〉右岸鞍部(南斜面下F2断層露出部)⇨マイクロバスで移動⇨〈4〉奥深瀬井堰付近⇨歩いて⇨〈5〉旧大円寺付近⇨マイクロバスで移動⇨〈6〉旧川上・上集落の西奥にある鞍部周辺⇨マイクロバスで移動⇨川上ダム建設所会場に於いて「検討会」(整理と纏め)を行う。
- 7) 〈利用地質調査業務報告書類〉:「検討会」(整理と纏め)会場にて使用するものは建設所が用意しておく。前もって学者の検討用に右岸鞍部南斜面の地質平面図、断面図、写真(P-7, P-13, P-14)等を1部、浅野宛に郵送する。
- 9) 〈「川上ダム活断層確認現地検討会」の実施日程〉:建設所サイド

- 4 -

から、「実施日を8月31日(日)にして貰いたい」と言う求めが出た。住民サイドは「参加住民などが熱中症に成ったりしないように、暑熱を避ける為、秋分の日辺りの実施とするよう求め、他にも月末には様々な用件があつたりするので困難とする」意見なども出ていた。この場にては、「学者達の都合もあるので、調整を浅野が行う事」になった。

10) 〈その他〉: 崖錘堆積層部分の断裂などを確認する為に、人力掘削が出来る体制をとる事が約束された。

* 「現地検討会」実施の広報は、記者発表を10日前ぐらいには行うと共に、桐ヶ丘住宅団地へは新聞折込チラシでも行う。希望者は3日前までに申し込みを行い、予約をして貰う。急斜面や藪の中を歩くことなど知らせておく。

* 更に調査確認の必要がある場合は、双方協議の上で別途実施する。

1)から4)及び8)については、双方異存なく上記のような打ち合わせ結果と成ったことを報告します。 2008年8月12日

自然愛・環境問題研究所 代表 浅野隆彦

平成 20 年 8 月 20 日

川上ダム建設所

自然愛・環境問題研究所

代表 浅野隆彦 様

(独)水資源機構川上ダム建設所

技術担当副所長 青川 大洋

川上ダム地質現地説明会について

先日は、暑気盛んな折り、わざわざ事務所までお越しいただきありがとうございました。
さて、平成 20 年 8 月 14 日浅野様より標記の件についてお手紙をいただきましたが、その内容について若干の誤解および補足の必要がありますので、その旨下記のとおりご返事申し上げます。

記

今回開催するものは、流域委員会より一般住民に対して正しく伝えるように説明するべきとの指摘を受け実施する現地説明会です。8 月 11 日の打合せ会は、浅野様が断層が崖錐堆積物を「切っている」ことについて「自ら現地を確認した」と主張されている箇所の確認(浅野様から録画 P-7 のことと確認いたしました。)、川上ダム地質現地説明会での現地観察箇所の確認、「川上ダム地質現地説明会」日程のお知らせを目的に実施いたしました。その中で、浅野様からご意見を伺ったものです。

打合せ会の趣旨は、上記に記述しているとおりでですが、以下浅野様のお手紙内容に沿って返事(赤字記載)いたします。

※議事について(この打合せ会で、「川上ダム活断層確認現地検討会」を実施する為の必要不可欠と思われる事項について、出席者間で協議し、取り決めるものとする。以下に自然愛・環境問題研究所 浅野(案)を示す。)

→ 今回の打合せ会の主旨と開催する説明会の名称は、上記に記述しているとおりで。

1) (位置づけ)：澁川水系流域委員会第 80 回委員会における審議を引き継ぐ「現地検討会」である。実施の後、委員会に「フィードバック」する事になっていると言う事は、「水掛け論」にて終了するのではなく、「明確な学術的結論が得られる結果」を報告出来るようにしなくてはならない、と言う事である。

→ 異議はありませんが、当方は「明確な学術的見知から得られた結果」を説明します。

- 6 -

2) (水資源機構の役割) : 事業者としての説明責任および本件の説明を果たす為、積極的に文書類の公開、人力・動力および会場の提供、地域への広報などを行わなければならない。

→ 事業者としての説明責任については今後とも適切に実施してまいります。ただし、文書類の公開は、原則としてルールに則り、機構の「情報公開制度」によります。

また、今回の「川上ダム地質現地説明会」は事務所主催であるため、会場や現地移動手段は事務所で負担するものです。

3) (報告書について) : 両者の完全一致が可能であれば、統一意見報告書とする。それではなければ、夫々が報告する形とする。

→ 異議はありませんが、委員会への報告は、河川管理者(事業実施者)から報告するものとなっています。

4) (報告時期について) : 2008年9月25日を目途とする。

→ 異議はありませんが、打合せ時に申し上げたとおり、事務所としてはできるだけ早期に「川上ダム地質現地説明会」を実施いたします。

5) (立会いコンサルタントの招聘) : 平成13年度 右岸鞍部地質調査業務担当コンサルタント(主任技術者)、平成12年度 合流部原石山試錐調査業務担当コンサルタント(主任技術者)の2者のみとする。特に、(株)八千代エンジニアリングの関係者は底として拒否する。

→ 以下<同意決定内容>に記載

6) (視察コースおよびポイント) : (1) 右岸鞍部(北東側土石流堆積層→南側斜面F1断層露出部→おなじく、F2断層(複合)露出部:露頭断層および産錐堆積層の裂隙部などを確認する。)

(2) 西之沢橋東の露頭

(3) 合流部原石山付近(北先端部の段丘堆積層→西側段丘堆積層→原石山頂上付近+ボウリングGC-4付近)

(4) 奥深瀬井堰付近・奥深瀬原石山付近

(5) 前深瀬川左岸旧大円寺付近

(6) 旧川上・上集落の西平奥(農業用水路付近など)

(7) 川上ダム建設所にて、整理と纏めを行う。(建設所への移動にマイクロバスを利用提供する。)

→ 以下<同意決定内容>に記載

7) (利用地質調査業務報告書類) : 上記6)のポイントで行った地質調査業務報告書、地質図、ボーリング柱状図などを2部コピーした上、無償提供する。

→ 以下<同意決定内容>に記載

- 7 -

8)〈安全サポート体制〉：特に右岸鞍部南斜面や合流部原石山頂上付近等の滑落防止などの支援を人的・物的に対応する。

→ 今回の「川上ダム地質現地説明会」は、事務所職員の手でできる範囲で安全サポートを実施いたします。また、「説明会」参加者は、健脚の方を条件に募集いたします。また、事故が起る可能性の高い行為については実施しないと同時に参加者にも厳に慎んでいただきます。

9)〈「川上ダム活断層確認現地検討会」の実施日程〉：9月20日（土）、21日（日）、23日（秋分の日）の午後に設定し、雨天順延で実施する。

→ 以下〈同意決定内容〉に記載

10) その他

〈同意決定内容〉

5)〈立会いコンサルタントの招聘〉：当時の業務担当コンサルタントの技術者達も変化があり、招聘が難しい。現在「川上ダム地質調査」業務担当のコンサルタントがあるので、頼めば無償で協力して貰える。(株)AEU1社とし、(株)八千代エンジニアリングは入れない、呼ばない。

→ コンサルタント名は「INA(アイ・エヌ・イー)」です。また、「無償協力」ではありません。法律上、業者に対して無償協力を依頼することは違法行為にあたるおそれがあります。

6)〈視察コースおよびポイント〉：〈1〉右岸鞍部（南側斜面F1断層露出部）→上の県道に乗り、マイクロバスで移動→〈2〉西之沢橋東の露頭→マイクロバスで移動→〈3〉右岸鞍部（南斜面下F2断層露出部）→マイクロバスで移動→〈4〉奥深瀬井堰付近→歩いて→〈5〉旧大円寺付近→マイクロバスで移動→〈6〉旧川上・上葉落の西奥にある鞍部周辺→マイクロバスで移動→川上ダム建設所会場に於いて「検討会」（整理と纏め）を行う。

→ 現地確認ポイント間の移動方法は、事務所で検討致します。また、現地移動手段は事務所で確保いたしますが、「マイクロバス」であるか否かは参加人数等にもよります。なお、視察ポイントのうち「西之沢橋東の露頭」については、打合せ時にも申し上げたとおり、非常に危険な箇所であるので視察のためにハンコ等を準備することはできません。

7)〈利用地質調査業務報告書類〉：「検討会」（整理と纏め）会場にて使用するものは建設所が用意しておく。前もって学者の検討用に右岸鞍部南斜面の地質平面図、断面図、写真（P-7、P-13、P-14）等を一部、浅野宛に郵送する。

→ 「平成13年度右岸鞍部地質調査業務」報告書の地質平面図、地質断面図、走時曲線図及び速度層断面図、P7・P13露頭写真図について、平成20年8月14日浅野氏宅の郵便ポストにお届けいたしました。なお、この資料のコピー費用に約8,000円を要していること

8 -

を念のために申し添えます。(P14露頭についてはこの返答書に同封致しました。)

9) <「川上ダム活断層確認現地検討会」の実施日程>:建設所再度から、「実施日を8がつ31日(日)にして貰いたい」言う求めが出た。住民サイドは「参加住民などが熱中症に成ったりしないように、暑熱を避ける為、秋分の日辺りの実施とするよう求め、他にも月末には様々な用件があったりするので困難とする」意見なども出ていた。この場にては、「学費達の都合もあるので、調整を浅野が行う事」になった。

→ 「川上ダム地質現地説明会」の開催日については、ご意見は拝聴いたしますが、流域委員会から事務所への要請であることから最終的には事務所が設定いたします。おそくとも9月上旬には開催したいと考えておりますのでご理解お願いいたします。

10) <その他>:産雜堆積層部分の断裂などを確認する為に、人力掘削が出来る体制をとる事が約束された。

→ スコップは準備いたしますが、作業員等による「人力掘削」はできません。当標地は砂防法による「砂防指定区域」であり、原則として掘削等の行為はできません。たとえ許可申請をしたとしても、急斜面であり現状では有効な原形復旧が困難であることから不許可になる可能性が高いと思われれます。事務所で想定している行為は、断層上の極軽微な土砂除去などの掘削には該当しない軽微かつ補助的な作業です。

* 「現地検討会」実施の広報は、記者発表を10日前ぐらいには行うと共に、桐ヶ丘住宅団地へは新聞折込チラシでも行う。希望者は3日前までに申し込みを行い、予約をして貰う。急斜面や藪の中を歩くことなど知らせておく。

→ 「川上ダム地質現地説明会」の広報については、1週間前に川上ダムHP掲載と記者投げ込み、間に合えば「川上ダム通欄に掲載」です。新聞折り込みは、膨大な費用がかかることから実施できません。

* 更に調査確認の必要がある場合は、双方協議の上で別途実施する。

→ そのようなことはお約束しておりません。

なお、近隣住民(桐ヶ丘団地等)の方々への説明は、今後とも必要に応じて適切に実施していきます。

- 1 -

川上ダム建設所 副所長 青山太洋 殿

2008年9月2日

自然愛・環境問題研究所

代表 浅野隆彦

昨日は4人で来訪くださったのにお会い出来ず、済みませんでした。29日より頭痛・高熱があり、やや落ち着いてきたものの昨日は気分優れず、面会謝絶させて頂きました。電話で話しするより、文章にて遣り取りをさせて頂く内容ですので、とりあえず、FAXでお伝えします。

《 記 》

「川上ダム活断層確認現地検討会」実施に関する連絡書

(1)〔実施日時の調整〕 鋭意、9月14日に合わせられるよう努めてきましたが、現時点でその日に予定出来る地質学者が見つかりません。8月11日までの段階で9月21日を空けて頂いた方に確かめましたところ、21日なら参加できるとの事でしたので、しばらくは「そのまま21日を空けて置いてくださるよう」お願いし、ご了解を頂きました。

今朝、ある研究団体に話を持ち込みましたら、「2,3人の会員に連絡取り、確認してみる」との事です。後、数日待つて頂けたらと思います。それでは支障が大きいとされるならば、9月21日を実施日にして頂けば、今日にも「月報？」に載せられますが・・・如何でしょう？

(2)〔立会いコンサルタントの招聘〕

この件につきましては、「現地検討会」実施の為の打合せ会にて、〈同意決定内容〉5)として、当方の記録内容としては、貴方方の8月20日付け返書とは大きく食い違いがあるので、色々調べましたところ、貴方方の「希望コンサルタント」は不適切と認定しましたので、改めて「拒否」します。

理由＊その1＊(株)アイ・エヌ・エーは「河川・砂防・ダム・道路建設コンサルタント」という営業が主体であり、地質部が存在す

- 2 -

るものの「地質調査業務」は「建設コンサルタント業務」への貢献に尽くす位置づけになっています。「川上ダムの建設実施についてのコンサルタント」がどういう姿勢で臨むものか、大いに疑念が湧きます。

理由＊その2＊同社は国土交通省及び水資源機構職員の天下り、職員家族等のコネ就職先として聞こえています。

理由＊その3＊同社は石川県の犀川河川整備計画に関わる調査報告にて、「犀川の基本高水及び計画高水流量を過大に算定している」として訴えられており、その過大さは「エゲツナイほど」であり、「事業者側に恣意的に肩入れをする企業体質」が現れています。

理由＊その4＊第80回委員会の審議にて指摘されたのは、平成13年度 右岸鞍部地質調査業務報告書〈日本物理探鉱(株)〉にて報告されている内容であり、これは地質調査報告者である日本物理探鉱(株)より証言されなければならないと主張致します。当時担当技術者の証言は「不可欠」のものであり、同社としても説明責任があり、断れるものではありません。技術者の移動があったりしたら招聘が難しいとするのは当りません。「正しい説明」をしなければ為らない事を実行してください。

(3)〈その他〉:崖錘堆積層部分の断裂などを確認する為に、人力掘削が出来る体制をとる事が約束された。

以上の〈同意決定内容〉に対し、貴方方は、『スコープは準備いたしますが、作業員等による「人力掘削」はできません。当該地は砂防法による「砂防指定区域」であり、原則として掘削等の行為はできません。たとえ許可申請をしたとしても、急斜面であり現状では有効な原形復旧が困難であることから不許可になる可能性が高いと思われます。事務所で想定している行為は、断層上の極軽微な土砂除去などの掘削には該当しない軽微かつ補助的な作業です。』と返書にて「異議」を唱えておられます。

- 3 -

上記の「異議」に対し、反論致します。
崖錘堆積層と言うのは、その斜面上方から常にとっても良いほど、土石、砂などの落下物があり、堆積を積み重ねる場所があります。また、人為的に恣意的に土砂などを積み上げる事も出来ます。ほんの表面だけの観察では過去数年前の裂罅痕を確認出来ない事が考えられます。「人力掘削」をすると言っても、小規模のものであり、許可申請の対象にはなりません。

当方の主張としては、「人力掘削」及び「地中レーダ探査：日本物理探鉱(株)」を実施するよう求めます。以上

上記以外にも当方からの反論がありますので、別途「連絡」致します。改めて、「川上ダム活断層確認現地検討会」実施の為の第2回打合せ会を設定し、協議されるよう求めるものです。

平成20年9月5日

自然愛・環境問題研究所
代表 浅野隆彦 様

(独)水資源機構川上ダム建設所
技術担当副所長 青山太洋

9月2日浅野様よりのFAXによる連絡文書について下記のとおり回答させていただきます。

記者投げ込みや関係者周知をする必要があるので、ご返信は9月8日(月)までに必着でお願いいたします。

記

1. 「川上ダム地質現地説明会」の実施日について

9月21日午後を実施する方向で検討します。関係者のご都合を確認の上、ご連絡を下さい。

2. コンサルタントについて

今般、9月2日になって、アイ・エヌ・エーの立会を拒否することですが、説明の補助者であるコンサルタントの選定は、当方の判断を尊重して頂きたいと存じます。

今回川上ダムが依頼している地質コンサルタントには、昨年度までに川上ダムが実施した第四紀断層調査結果について説明会において専門的に解説をすることを依頼するものであり、ファシリテータ・事務局的な役割であったり独立した専門的な第三者としての役割を依頼するものではありません。

すなわち、地質コンサルタントは、今回の「川上ダム地質現地説明会」の主催者たる事業者が、説明責任を果たす上で、事業者の責において説明を依頼しているものです。

日本物理探鉱(株)の担当技術者からは、文書にて当時の調査結果において「断層が崖錐堆積物を切っているか切っていないか」に関する見解をいただけるように努力いたします。

3. その他

- (1) 現地観察でのスコップを使用した土砂除去については、三重県砂防指定地等管理条例施行規則第三条(平成十五年二月十八日三重県規則第二号)に記載された行為で職員の手でできる範囲で実施いたします。
- (2) 地中レーダ探査については対応できません。この調査手法よりも地中の様子が直に見ることのできるボーリング調査結果(コア)を説明会で示させていただきます。

(以上)

- 1 -

「川上ダム活断層確認現地検討会」実施に関する連絡書 (2)

(独)水資源機構 川上ダム建設所 副所長 青山太洋 殿

2008年9月8日

自然愛・環境問題研究所

代表 浅野隆彦

5日付のご回答文書がFAXにて届いております。以下に回答しますので、ご返答を9月11日までにFAX必着でお願い致します。

《 記 》

(1)「川上ダム活断層確認現地検討会」の実施日について

9月21日(日)午後1時に川上ダム建設所集合で遣る事で、問題提起者、補助地質学者、流域委員会委員長の承認を得る事が出来ました。委員会立会い委員は確定しておりませんが、当該「現地検討会」は淀川水系流域委員会の「川上ダム地質問題」審議の一環として実施されるに当って、適切に実施されるものか確認する為に「立会い」をされる事となっています。(独)水資源機構は、事業者の立場で第80回委員会にて答えられなかった「右岸鞍部で見ついている第四紀断層の存在について」必要とされる正しい説明責任を求められていますが、その存在の確認の為に「問題提起者等と共に現地調査・検討」を行わなければならないのであって、この「現地検討会」の主催者ではありません。

国土交通省近畿地方整備局長の諮問機関である「淀川水系流域委員会」の審議としての位置づけであり、あくまでも委員会として「実施を求められ」、「事業者及び問題提起者が応じて」行われる事になっているものであります。この事は、8月20日の「ご返事」の中でも、《 1)〈位置づけ〉: 淀川水系流域委員会第80回委員会における審議を引き継ぐ「現地検討会」である。実施の後、委員会に「フィードバック」する事になっているという事は、「水掛け論」にて終了するのではなく、「明確な学術的結論が得られる結果」を報告出来るようにしなくてはならない、と言う事である。》とした「現地検討会」実施案(浅野案)に対し、『異議はありませんが、当方は「明確な学術的見知から得られた結果」を説明します。』と答えておられます。

第80回委員会の「川上ダム地質問題」の審議に於いて、具体的に指摘されたのは、平成13年度「右岸鞍部地質調査業務」の成果品である「地質平面図及び測線配置図」と「総合解析」に記された内容であり、それは専門的に「右岸鞍部に認められたF1断層は崖錘堆積層を切っており、地表で見られるこの断層は幅15～20mの破碎部本体からの分岐断層あるいは随伴断層と考えられる。同じく、複合的なF2断層も崖錘を切ってい

- 2 -

るので、活断層と認められる。F3が主活断層(fr 15~20m)と考えられる。」と判断しなければならないものであります。

以上の問題提起に対し、及川所長は動揺の余りマトモに答える事が出来ませんでした。但し、この公文書の内容は良くご存知であったに違いないと思われる発言をされています。(第80回委員会 議事録)57ページの下から上へ7行目。『崖錘のところに線があるのはあるんです。ただ、それが下の崖錘、断層をそのまま崖錘を同じように切っているかどうかというの確認は、調査結果は得てないということです。・・・』この地質調査は平成14年3月には報告されていた訳で、未だに「隠し通そう」としている事はこれからでも類推出来るところです。

委員会は学術的に正しい、明確な結論が出される事を求めています。貴方方が恣意的に「明確な結果を調査のやり方や説明の綾のようなもので歪めようとしている」ように思えます。問題提起されている事に即して、真摯な姿勢で「解明の努力」をされるよう要望します。

(2) [立会いコンサルタントの招聘]について

これについては、9月2日の連絡書に述べているように、貴方方が(株)アイ・エヌ・エーを「説明会において、専門的に解説をする為」に依頼したいとされている事に「拒否」を申し出ました。9月5日の返書にて『コンサルタントの選定は、当方の判断を尊重して頂きたいと存じます。』とされています。しかし、このコンサルタントは上記に述べた「委員会審議を引き継ぐ現地検討会」の趣旨から完全に不適切な「立場」を持った企業でありますから、その理由を掲げているのです。

現に「川上ダムの建設実施の為に技術的助言を行う」業務に携わっています。この立場では、厳正中立は無理であります。委員会に「傷」がつきます。「理由のその1、その2、その3」をどう考えていらっしゃるのですか？

「理由のその4」で、明確な事として挙げているように、実際に「平成13年度 右岸鞍部地質調査業務報告者」である「日本物理探鉱(株)」が立会いコンサルタントとして出席し、説明を行わなければなりません。文書にて日本物理探鉱(株)の担当技術者から「見解」を送ってもらうよう努力すると約束？されても、なんの足しにもなりません。実際に「立会いコンサルタント」として参加して貰う事が不可欠である事を強く主張します。(株)アイ・エヌ・エーは再び「拒否」致します。

(3) その他

スコップを使用した土砂除去は『職員の手で出来る範囲で実施致し

- 3 -

ます。』とありますが、こちら側にも掘る必要があれば掘ります。
「地中レーダ探査」は簡便なもので、地下3m位までの地中の状態をすぐさまモニターで確認できるし費用も安価につくので、むしろスコップ掘削よりもこちらを採用すべきであります。〈とりあえずの返答は以上としますが、現在「川上ダム地質調査関係」公文書類の開示通知が届いており10日に「閲覧」をしますが、関西支社担当者の話によれば『全てコピーとして届いている』との事。これは法規に背く取扱いなので、確り「原本公文書」として付図とも「閲覧」出来るよう、手配を強く要望しておきました。そちらから、公開窓口に運んで頂くよう更に要望して置きます。〉

平成20年9月9日

自然愛・環境問題研究所
代表 浅野隆彦 様

(独)水資源機構川上ダム建設所
技術担当副所長 青山太洋

9月8日浅野様よりのFAXによる連絡文書について下記のとおり回答させていただきます。

記

1. 「川上ダム地質現地説明会」の実施について

9月21日午後開催する旨、9月12日に記者発表およびHP上で一般に告知することと致します。

2. コンサルタントについて

アイ・エヌ・エーの立会を再び拒否するとのことですが、繰り返しになりますが説明の補助者であるコンサルタントの選定は、当方の判断を尊重して頂きたいと存じます。

6月3日の淀川水系流域委員会において、本件に関して宮本委員長(当時)から「事業者としてきちっと説明するように」という要請があり、事業者からも「正しく説明できるようにさせていただきたい」(以上の応答はH20.6.3流委議事録P58、P59に記載)と応えております。これを受けて今回の「川上ダム地質現地説明会」は、事業者が一般の方々に説明責任を果たす上で、事業者が実施するものです。

なお、日本物理探鉱(株)の担当技術者については、「説明会」にご参加いただけるように適切に努力致します。

3. その他

地中レーダ探査よりも地中の様子が直に見ることのできるボーリング調査結果(コア)を説明会で示させていただきます。

(以上)

- 1 -

「川上ダム活断層確認現地検討会」実施に関する連絡書

川上ダム建設所 副所長 青山太洋 殿

2008年9月12日

自然愛・環境問題研究所

代表 浅野隆彦

9月9日付の回答に対する回答として、下記の通り連絡します。

《 記 》

- (1) 「川上ダム活断層確認現地検討会」の実施について
《名称について》第80回委員会の審議で個別具体的に「問題提起」されたのは、右岸鞍部にて崖錘を切る地質学的表現で示されているF1断層とF2断層が「活断層」である事、そして、F1断層がその西側にある15～20mの破碎帯を有する本体断層の、「分岐あるいは随伴断層」であると考えられる事、即ちその本体断層も「活断層である」とする『総合解析』を含む「平成13年度 右岸鞍部地質調査業務報告書(日本物理探鉱株式会社)」の内容であって、この「活断層の確認」こそ「第80回委員会審議を引き継ぐ問題点」なのであり、今回、それをこそ究明しなければならないのです。貴方の方で拘る「川上ダム地質現地説明会」と言う名称は、マヤカシであり、当方は「拒否」します。

- (2) 《コンサルタントについて》(株)アイ・エヌ・エーは9月2日付け「連絡書」で指摘した通り、現在、「川上ダム建設コンサルタント」であり、「厳正中立の立場に到底立たない存在」である事と、国土交通省及び水資源機構、同職員家族の「天下り先」である事などにより、再度「拒否」して来ましたが、その「不適切理由」などに答えぬまま、「繰り返し求めて」おられます。同社については、他の「地表踏査報告書」(社内文書)を見ましたが、高校地質学クラブの生徒並みの「報告書」であり、今回「情報開示」された「平成19年度 川上ダム地表踏査等業務報告書」も実に杜撰なもので、両方共、担当者は同一人物であり、このような人物を「説明者」とする事は「断固拒否」します。

日本物理探鉱(株)の担当技術者が説明する事が絶対不可欠であり、9月8日付「連絡書(2)」で説明したとおり、問題の「業務報告者」である日本物理探鉱(株)担当技術者こそ説明に来なければなりません。

貴方方の回答では『「説明会」にご参加いただけるように適切に努力致します。』となっていますが、その約束だけでは駄目です。

- 2 -

実際に「説明当事者」として「出席」されないのであれば、21日に「現地検討会」は出来ません。私達「問題提起者」及び「流域委員」は引き上げます。「適切な現地検討会」となるよう厳格に遣って頂かなくてはならない事を承知してください。

- (3)《その他》「平成19年度右岸鞍部低速度帯調査業務報告書」を見ましたが、疑問があります。特に「ボーリング・コア」標本については、「適切なボーリング位置となっているか」や「偽装」の疑いもあり、現に「あるがままを把握できる」地中レーダ探査の方が「スッキリ」します。もっとも適切な「簡易で安価な」調査であり、日本物理探鉱(株)も得意にしており、同社技術者により実施される事を求めます。

以上の回答にあるように、〔日本物理探鉱(株)担当技術者が「説明当事者」として、「地中レーダ探査」を行い問題を解明する役割を担う〕保障のない「現地検討会」は無意味であり、そちら側が「正しく説明」する事にならないと考えます。この事が保障されなくては、私たちは出席いたしません。

以上

平成20年9月12日

自然愛・環境問題研究所
代表 浅野隆彦 様

(独)水資源機構川上ダム建設所
技術担当副所長 青山太洋

9月12日浅野様よりのFAXによる連絡文書について下記のとおり回答します。

記

1. 「川上ダム地質現地説明会」の実施について

9月9日に浅野様に連絡差し上げたとおり、別添資料の内容で9月12日10:00に記者発表致しました。

当方としては、これまでの経過も踏まえ、浅野様には是非ご参加いただきたいと考えております。

なお、「説明会」自体には自由に参加できますが、「現地観察」については、安全確保上の理由からエントリー制(定員あり)とさせていただきますので浅野様関係者で参加を希望される方は、9月18日17:00までに連絡をお願いいたします。

2. コンサルタントについて

アイ・エヌ・エーの立会を断固拒否するとのことですが、繰り返しになりますが説明の補助者であるコンサルタントの選定は、当方の判断を尊重して頂きたいと存じます。

なお、日本物理探鉱(株)の担当技術者については、調整の結果「説明会」に参加いただくこととなりました。

3. その他

地中レーダ探査については、日本物理探鉱(株)に相談し検討いたします。

(以上)

川上ダム地質現地説明会について

1. 概要

川上ダム建設事業の地質（第四紀断層）調査結果に関して、一般の方を対象とした説明会を開催します。当日は、説明会後に川上ダム予定地周辺の地質の現地観察も行います。なお、現地観察への参加は、道のない山の中を歩くことから参加条件を設けています。皆さんの参加申込みをお待ちしております。

日 時：平成 20 年 9 月 21 日（日）13：00～（小雨決行）

場 所：川上ダム建設所および川上ダム予定地周辺

参加定員：説明会には定員を設けませんが、現地観察への参加には安全確保上申込み先着順 15 名程度とします。

地質現地観察への参加条件

- ：健康であり、ある程度体力に自信がある方。
- 道のない山中を歩くためハチ刺され・マムシにかまれる恐れがありますので、山中を行動するのに適した服装を準備できる方。
- （必携：長袖・長ズボン・タオル・軍手・長靴または山靴・合羽・飲料）

申込期限：平成 20 年 9 月 18 日（木）17:00

2. 地質現地説明会当日の予定

- 12：50 川上ダム建設所ふれあいホール集合^{※1}・受付
- 13：00～14：00 ●地質調査結果に関する説明会（ふれあいホール）^{※2}
- 14：00～14：20 建設所から観察箇所へ移動^{※3}
- 14：20～16：20 地質現地観察
- 16：20～16：30 観察箇所から建設所へ移動
- 16：30～17：00 質疑応答（ふれあいホール内）
- 17：00 地質現地観察終了、解散^{※1}

注 1) 川上ダム建設所集合、解散とさせていただきます。

●注 2) 地質現地観察に参加されない方はここで解散となります。

注 3) 観察する現地への移動手段およびヘルメットは川上ダム建設所が用意します。

3. お申し込み先

川上ダム建設所総務課まで

電話 0595-52-1661(代)

FAX 0595-52-3091

E-mail somu1@lily.ocn.ne.jp

地質現地観察に参加される方には、万一のケガ等に備えて当日限りの傷害保険に加入していただきます(川上ダム建設所費用負担)。申込み時に住所、氏名、電話番号をお知らせ下さい。これらの情報をお知らせいただけない場合は、参加を遠慮していただきます。お知らせいただいた情報は、保険加入及び現地観察参加者への業務連絡の目的以外使用いたしません。なお、労災保険が適用となる方は、地質現地観察への参加は可能ですが、この傷害保険には加入できません。

独立行政法人水資源機構川上ダム建設所

主 所 〒518-0294 伊賀市阿保 251 番地

HP <http://www.water.go.jp/kansai/kawakami/>

平成20年9月18日

自然愛・環境問題研究所

代表 浅野隆彦 様

(独)水資源機構川上ダム建設所

技術担当副所長 青山太洋

9月17日浅野様宅に訪問させていただいた折の浅野様からのご要望につきまして、内部での検討の結果下記のとおり返答させていただきます。

記

1. 地中レーダ探査の実施について

地中レーダ探査については実施することといたします。なお、探査は多少時間を要するので、説明会の事前に日本物理探鉱(株)が実施し結果についてお示しいたします。位置は、県道松坂青山線上、旧町道上、付替県道松坂青山線盛土上について断層を跨ぐように測線を設定し実施いたします。

2. 「川上ダム地質現地説明会」のスケジュールについて

スケジュールは記者発表しています。説明会のみに参加する人も考えられるので、混乱を避けるため変更すべきでないと考えます。よって、公表しているスケジュールのとおり実施いたします。

3. 浅野様のご参加について

これまでの調整で、以下の浅野様からのご意見ご希望を反映させていただきました。

- ・開催日
- ・会場、手段等の役務提供
- ・現地観察ルートの設定
- ・日本物理探鉱(株)の参加
- ・地中レーダ探査の実施

事業者として可能な限り努力させていただいたと考えております。浅野様のお気に召さない点もあろうかと存じますが、何卒、9月21日の「川上ダム地質現地説明会」にご参加いただけますようお願い申し上げます。なお、現地観察のお申し込みは、ご案内のとおり本日17:00までとさせていただきます。

(以上)

「川上ダム活断層確認現地検討会」実施に関する連絡書 (5)

(独)水資源機構 川上ダム建設所 副所長 青山太洋 殿

2008年9月18日

自然愛・環境問題研究所

代表 浅野隆彦

昨日は「協議」の為、お足を運んで頂き有難うございました。台風13号の接近により、21日に実施する事が良いものかどうか、検討しておりました。現時点に於いて「判断」する事が、不特定住民の皆様への周知徹底が可能となる「手配」との関係で必要と、考えています。以下に当方の「判断」をお示し致しますので、よろしくご対応ください。

《 記 》

(1)「川上ダム活断層確認現地検討会」の実施日について

台風13号の進路はほぼ日本列島を縦断する模様であり、速度が遅く現時点では21日3:00頃に東海上に抜ける見込みとの気象庁発表であります。

知人の気象予報士に意見を求めました。『台風は勢力は大きくないものの、今後列島上へ前線が北上して来るので、伊賀地方の山手では雨の量は明日後半より20日深夜にかけ150m/mを越えると思われ、それまでの雨で浸潤している山地などでは土砂災害に十分な注意が必要となります。また、台風が過ぎ去る時点での西向きの突風など、油断していると被害を蒙りかねないので、特に山地などでは十分に気を付けてください。気圧配置から言いますと今後台風の進行が遅れる、或いは進行方向がずれて来る、雨が長引くことなども予想して置く事が必要ではないかと思えます。』と言うことでした。

絶対にこうなると「断言」は出来ませんが、実際に現場観察・調査が必要な場所および移動ルートは「崖崩れ」、「落石」等の心配があり、その危険が確率的に「50%」でありますから、その予防的対処としては「実施日の変更」以外になく、強行は「もしもの事が起こる」可能性を増やす「決断」となりますから、私は反対します。現時点で「実施日の変更」の方を「決断」され、その周知を図られる事を求める次第です。

以上

- 1 -

「川上ダム活断層確認現地検討会」実施に関する連絡書 (6)

(独)水資源機構 川上ダム建設所 副所長 青山太洋 殿

2008年9月18日

自然愛・環境問題研究所

代表 浅野隆彦

17日、18日の「協議」を踏まえ、9月18日付の返答書に対する当方の回答を連絡致します。

《 記 》

(1) 「地中レーダ探査」の実施について

地中レーダ探査に於いても、問題提起者である私と顧問の専門学者が「リアルタイム」にセンサーの位置移動を指示し、モニターの確認を含め、付きっ切りで監視をし、終われば「記録データ」(DVD)を受け取る形でないと、適切な調査とは言えません。事前に「調査を遣って置く」事は、真実が損なわれたり、本当に必要な場所が漏れる事等がありますので認められません。

(2) スケジュールについて

13:00～14:00の1時間を「地質調査結果に関する説明会」とし、地質現地観察に参加されない方はここで解散となります。としているのは、明らかに「マスメディア向けに第四紀断層は存在しないとの宣伝をする場」であり、この部分に「川上ダム建設促進同盟」関係の住民を総動員する意図である事は、地元より伝わって来ています。とんでもない悪辣な企画であり、淀川水系流域委員会と一般流域住民をコケにする遣り方であります。私達「問題提起者側」はそのような企みに利用される事は「真っ平御免」です。

この時間は、「流域委員会審議を引き継ぐ現地検討会」に全く馴染まないもので、後ろの実際的現場観察・調査を減殺するだけです。幾つかの案を提案しましたが、真摯な受けとめを一向に見せず、殆んど理由にならない繰り返しの言葉を10回以上聴きました。改善されないと、当方に「出席不能」しか選択肢は残りません。

(3) 『これまでの調整で、以下の浅野様からのご意見ご希望を反映させていただきました。』として、『・開催日、・会場、手段等の役務提供 ・現地観察ルートの設定 ・日本物理探鉱(株)の参加 ・地中レーダ探査の実施』を挙げ、『事業者として可能な限り努力させていただきます』と考えております。浅野様のお気に召さない点もあろうかと存じますが、何卒、9月21日の「川上ダム地質現地説明会」にご参加いただけますよう重ねてよろしくお願い申し上げます。

- 2 -

す。なお、現地観察のお申し込みは、ご案内のとおり本日17:00までとさせていただきます。』と書かれていますが、何を大袈裟に挙げつらいワザワザこのような怪訝な文章を作るのですか？普通に当たり前の「事業者責任」の範囲であり、事実の解明の為に、説明責任を果たす為に「最低の負担」ではありませんか！まさか、このような「挙げつらい」は、私にこれ程協力や妥協をし、努力を重ねているのに、当方(水資源機構)側には無理だけを押し付けられている！？との宣伝用なんですか？この文については撤回を要求します。

(4) その他

19、20日は台風、前線の活動で、相当の降雨が心配されています。急傾斜が多く、大変風化した地域ですから、「土砂災害」が心配されます。この事を良く把握し、危機管理を徹底する意味でも21日は延期されるよう求める「連絡書 (5)」を送っていますが、これも含めて19日中に返事をFAXでお願いします。

以上

平成20年9月19日

自然愛・環境問題研究所
代表 浅野隆彦 様

(独)水資源機構川上ダム建設所
技術担当副所長 青山太洋

9月18日18:32浅野様よりのFAXによる連絡文書について下記のとおり回答します。

記

1. 「川上ダム地質現地説明会」について

最新の天気予報によると土曜日の日中から晴れる予報となっております。今のところ、9月21日は予定どおり実施できるものと考えておりますので、浅野様方々のご参加をいただけますようお願い申し上げます。

(以上)

「川上ダム活断層確認現地検討会」実施に関する連絡書 (7)

(独)水資源機構 川上ダム建設所 副所長 青山太洋 殿

2008年9月19日

自然愛・環境問題研究所

代表 浅野隆彦

9月19日付の回答に対する回答として、下記の通り連絡します。

《 記 》

標題の実施について、そちらの回答は「天気」の事だけしか言っておらず、9月18日付「連絡書 (6)」の(1)、(2)、(3)への回答が欠けています。この不誠実な態度を改めなければ話になりません。

もう一度、9月18日付「連絡書 (5)」の要旨を述べますが、『伊賀地方の降雨量が台風13号及び前線の北上により、19日から20日にかけて150m/mを越える事で、既に湿潤している山地で「崖崩れ」や「落石」が起き易くなり、現場観察や調査は危険率50%に成る為、危機管理上「現地検討会」は延期すべき』と注意しているのです。台風の本体が通り過ぎ晴れ間が出た事で、「崖崩れ」、「落石」の危険が直に無くなると思われるのは、よっぽど「ノ一天気」な人ですね。降った雨は、地表も流れ、地下水にもなります。水を含みやすい強風化したマサ土が膨潤したり、地下水の水みちが広がったり、様々な地形・地質の影響も絡み、山地の局所の色々の場所で表面だけしか感じない人間の予想外・想定外の挙動があります。雨が止んだから、もうそんな事はないだろうという「土木屋さん」には初めて出会いましたね。集中豪雨で1時間60m/mの雨になったら「土砂災害」の警戒をするのは、その降雨強度が急激に地表を削る流れになるからです。この様な事でなく、長時間かけての雨でも連続して大雨的になると、上記に述べたように山地急崖地の「崖崩れ」や「落石」の注意を2日以上は心得るべきなのです。近畿地方整備局の「天気予報」の欄でも、「台風が去ったからと言っても、暫らくご注意ください。」と言っているのは、そのような事例が分かっているからなのです。

19日17時現在、伊賀地方に「大雨・洪水・雷」注意報が気象庁から出ています。20時過ぎまで1時間20～30m/mの降雨があるようです。危険に対する「危機管理的態度」が欠如した人達が、思いもかけぬ？事態を生み出す事になる21日「現地検討会」はもう「くわばらくわばら」です。

以上